平成２５年（フ）第９８４号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番１―1010号
債務者　峯林　良典
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２３号
大阪市東成区大今里西３丁目11番１号　ボワ・リジュール203号、前住所大阪市天王寺区生玉町10番23―307号
債務者　市村　杏奈
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６８号
大阪市淀川区十三本町３丁目７番46―205号
債務者　嶋田　健二
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７１号
大阪市平野区喜連東５丁目14番32―501号
債務者　中島　知枝
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８６号
大阪市平野区喜連東４丁目６番18―504号
債務者　益田　利久
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８７号
大阪市平野区喜連東４丁目６番18―504号
債務者　益田　真弓
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９５号
大阪府四條畷市岡山４丁目７番27号　笠神ハイツ201
債務者　山崎　耕司
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１２号
大阪市東淀川区井高野１丁目30番15―704号、前住所大阪市東淀川区南江口２丁目７番33号シャルム江口302号
債務者　坂根　信行
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４４５号
大阪府豊中市日出町２丁目１番27号、住民票上の住所大阪府箕面市粟生間谷西３丁目20番15号
債務者　草葉　五月
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８９号
大阪市生野区舎利寺２丁目８番25号　舎利寺第一マンション502号室
債務者　北田和美こと　文　　和美
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３３号
大阪市西淀川区歌島３丁目８番１―201号
債務者　小松由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４２号
大阪府茨木市橋の内１丁目４番13号、前住所大阪府茨木市橋の内２丁目７番４―302号
債務者　菊池　清子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４４号
大阪市淀川区十三東１丁目20番21号　サバーブシティ十三506号
債務者　島　健一郎
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９６号
大阪市中央区島之内１丁目13番５―704号
債務者　山上　和子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７３１号
大阪府寝屋川市黒原旭町10番６号
債務者　柚井　照代
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８１７号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番43―405号、前住所大阪府吹田市岸部中１丁目22番17号
債務者　杣木　　修
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８２３号
大阪市天王寺区大道４丁目１番８号　ベルメゾンナカエ３―Ｂ号
債務者　髙井　道子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部